

議案第124号

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年5月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症の感染の危険性及び職務の特殊性並びに国等の状況に鑑み、衛生検査等手当の特例を設ける必要があるによる。

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成5年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び5項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る衛生検査等手当の特例）

- 7 職員が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）の患者を収容する宿泊施設の内部その他これに準じる区域として市長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事した場合は、衛生検査等手当を支給する。
- 8 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準じると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）以内において規則で定める。
- 9 附則第7項の場合においては、次に掲げる手当は支給しない。
 - (1) 第14条第1項の規定による衛生検査等手当（同項第4号に掲げる場合に係るものに限る。）

(2) 第23条第1項の規定による消防業務従事手当（規則で定める消防業務に係るものに限る。）

10 職員が同一の日に、附則第7項の手当が支給される作業のうち規則で定める2以上の作業に従事した場合の手当の取扱いについては、規則で定める。

11 附則第7項の手当については、この手当の支給される作業に従事した時間が3時間未満の場合は手当額の半額を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用日)

2 この条例による改正後の福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第7項から附則第11項までの規定は、令和2年2月22日から適用する。

(内払)

3 改正後の条例附則第7項から附則第11項までの規定を適用する場合においては、この条例による改正前の福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による衛生検査等手当の内払とみなす。